

京都市告示第 24 号

道路法第 8 条の規定に基づき、市道の路線を次のように認定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 18 年 10 月 20 日

京都市長 榎 本 頼 兼

整理 番号	路線名	起 終	点 点	重要な 経過地
1	山科東野経 65 号線	山科区西野離宮町 36 番地の 4 地先 同区東野八反畑町 55 番地の 7 地先		
2	桃山経 154 号 線	伏見区桃山町因幡 13 番地の 1 地先 同町 12 番地の 7 地先		

(建設局道路部道路明示課)